

## 【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年12月26日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社MBKP Resort

【届出者の住所又は所在地】 東京都港区赤坂一丁目11番44号

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目11番44号

【電話番号】 03-6229-7960

【事務連絡者氏名】 代表取締役 加笠 研一郎

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社MBKP Resort  
(東京都港区赤坂一丁目11番44号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社MBKP Resortをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アコーディア・ゴルフをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注5) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注6) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語により作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注7) 本書中の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注8) 公開買付者又は対象者の各フィナンシャル・アドバイザー及びそれらの関連会社は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e - 5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年11月30日付けで提出いたしました公開買付届出書（同年12月7日付けで提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

### 第1 公開買付要項

#### 8 買付け等に要する資金

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

その他資金調達方法

### 第2 公開買付者の状況

#### 1 会社の場合

(1) 会社の概要

大株主

### 第5 対象者の状況

#### 6 その他

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第1 【公開買付要項】

### 8 【買付け等に要する資金】

#### (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

##### 【その他資金調達方法】

(訂正前)

内容	金額 (千円)
Midori (Midori Development Company Designated Activity Company) による公開買付者の株式の引受けによる出資 (注1)、(注2)、(注3)、(注4)	40,000,000
ゴールドマン・サックス・クレジット・パートナーズ株式会社による公開買付者の担保付社債の引受けによる資金提供 (注5)	112,500,000
計 (d)	152,500,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、Midori (Midori Development Company Designated Activity Company) から、平成28年11月29日付けで、40,000,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。また、(i)Midoriは、Midoriに対して資金を拠出する予定のGreen Leisure Lux Sarl (以下「Lux Leisure」といいます。) から、平成28年11月29日付けで、40,000,000,000円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を、(ii)Lux Leisureは、Lux Leisureに対して資金を拠出する予定のGreen Leisure Ltd. (以下「Cayman Leisure」といいます。) から、平成28年11月29日付けで、40,000,000,000円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を、それぞれ取得しております。

(注2) Cayman Leisureは、上記(注1)のLux Leisureに対する資金提供のために、(i)MBK Partners JC, L.P. (以下「JCファンド」といいます。) から、当該資金提供の金額(40,000,000,000円)の94.1%に相当する37,640,000,000円を、また、(ii)Green Resort Finance Limited (以下「Green Resort」といいます。) から、上記金額(40,000,000,000円)の5.9%に相当する2,360,000,000円を、それぞれ調達する予定です。その裏付けとして、(i)JCファンドから、平成28年11月29日付けで、37,640,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を、(ii)Green Resortから、平成28年11月29日付けで、2,360,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を、それぞれ取得しております。また、JCファンドは、JCファンドに対して資金を拠出する予定のMBK Partners Fund III, L.P. (以下「本グローバルファンド」といいます。) から、平成28年11月29日付けで、37,640,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しており、Green Resortは、Green Resortに対して資金を拠出する予定のMBK Partners III-2, Inc. (以下「本アジアファンド」といいます。) から、平成28年11月29日付けで、2,360,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。

(後略)

(訂正後)

内容	金額(千円)
Accordia Finance (Accordia Finance Company Designated Activity Company) による公開買付者の株式の引受けによる出資(注1)、(注2)、(注3)、(注4)	40,000,000
ゴールドマン・サックス・クレジット・パートナーズ株式会社による公開買付者の担保付社債の引受けによる資金提供(注5)	112,500,000
計(d)	152,500,000

(注1) 公開買付者は、公開買付者に対して上記金額の出資を行う予定であったMidori (Midori Development Company Designated Activity Company) から、予定されていた出資の裏付けとして、平成28年11月29日付けで、40,000,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しました。また、(i)Midoriは、Midoriに対して資金を拠出する予定のGreen Leisure Lux Sarl (以下「Lux Leisure」といいます。) から、平成28年11月29日付けで、40,000,000,000円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を、(ii)Lux Leisureは、Lux Leisureに対して資金を拠出する予定のGreen Leisure Ltd. (以下「Cayman Leisure」といいます。) から、平成28年11月29日付けで、40,000,000,000円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を、それぞれ取得しました。その後、公開買付者に対する上記金額の出資に係る公開買付者の株式の引受け先が、Midoriから、Midoriと同様に、MBKパートナーズグループがサービスを提供するファンドであり、最終的な支配当事者であるMBK Partners Fund III, L.P.が間接的に保有する投資目的会社であるアコーディア・ファイナンス・カンパニー・デズイグネイテッド・アクティビティ・カンパニー (Accordia Finance Company Designated Activity Company・アイルランドで設立。以下「Accordia Finance」といいます。) に変更されたため、(iii)公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、Accordia Financeから、平成28年12月25日付けで、40,000,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております(かかる出資を以下「本Accordia Finance出資」といいます。)。また、(iv)Accordia Financeは、Accordia Financeに対して資金を拠出する予定のLux Leisureから、平成28年12月25日付けで、40,000,000,000円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を取得しております(かかる資金提供を以下「本Lux Leisure資金提供」といいます。)。さらに、Lux Leisureは、Cayman Leisureから、平成28年12月25日付けで、上記(ii)の資金提供により提供される資金が本Lux Leisure資金提供及び本Accordia Finance出資のために用いられることを承諾する旨の承諾書を取得しております。

(注2) Cayman Leisureは、上記(注1)(ii)のLux Leisureに対する資金提供のために、(i)MBK Partners JC, L.P. (以下「JCファンド」といいます。) から、当該資金提供の金額(40,000,000,000円)の94.1%に相当する37,640,000,000円を、また、(ii)Green Resort Finance Limited (以下「Green Resort」といいます。) から、上記金額(40,000,000,000円)の5.9%に相当する2,360,000,000円を、それぞれ調達する予定です。その裏付けとして、(i)JCファンドから、平成28年11月29日付けで、37,640,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を、(ii)Green Resortから、平成28年11月29日付けで、2,360,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を、それぞれ取得しました。また、(iii)JCファンドは、JCファンドに対して資金を拠出する予定のMBK Partners Fund III, L.P. (以下「本グローバルファンド」といいます。) から、平成28年11月29日付けで、37,640,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得し、(iv)Green Resortは、Green Resortに対して資金を拠出する予定のMBK Partners III-2, Inc. (以下「本アジアファンド」といいます。) から、平成28年11月29日付けで、2,360,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しました。その後、公開買付者に対する上記出資に係る公開買付者の株式の引受け先がMidoriからAccordia Financeに変更されたため、Cayman Leisureは、JCファンドから、平成28年12月25日付けで、本(注2)の(i)の出資により提供される資金が本Lux Leisure資金提供及び本Accordia Finance出資のために用いられることを承諾する旨の承諾書を、また、Green Resortから、平成28年12月25日付けで、本(注2)の(ii)の出資により提供される資金が本Lux Leisure資金提供及び本Accordia Finance出資のために用いられることを承諾する旨の承諾書を、それぞれ取得しております。さらに、JCファンドは、本グローバルファンドから、平成28年12月25日付けで、本(注2)の(iii)の出資により提供される資金が本Lux Leisure資金提供及び本Accordia Finance出資のために用いられることを承諾する旨の承諾書を取得し、Green Resortは、本アジアファンドから、平成28年12月25日付けで、本(注2)の(iv)の出資により提供される資金が本Lux Leisure資金提供及び本Accordia Finance出資のために用いられることを承諾する旨の承諾書を取得しております。

(後略)

## 第2 【公開買付者の状況】

### 1 【会社の場合】

#### (1) 【会社の概要】

##### 【大株主】

(訂正前)

平成28年11月30日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の 総数に対する 所有株式の数 の割合(%)
Midori Development Company Designated Activity Company	2nd Floor, Beaux Lane House, Mercer Street Lower, Dublin 2, Ireland	1	100.00
計	-	1	100.00

(訂正後)

平成28年11月30日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の 総数に対する 所有株式の数 の割合(%)
Midori Development Company Designated Activity Company (注)	2nd Floor, Beaux Lane House, Mercer Street Lower, Dublin 2, Ireland	1	100.00
計	-	1	100.00

(注) 上記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載された、Accordia Financeによる公開買付者の株式の引受けによる公開買付者への出資が実行された場合、公開買付者の親会社はMidoriからAccordia Financeに変更されることとなります。また、Accordia Financeは、上記出資の実行日に、Midoriから、Midoriが保有する公開買付者の株式の全てである1株を譲渡により取得する予定です。そのため、Accordia Financeは、上記出資の実行日に、公開買付者の発行済株式の全てを所有することとなる予定です。なお、上記出資は、公開買付期間の末日後、決済の開始日の前に実行される予定です。

## 第5 【対象者の状況】

### 6 【その他】

(訂正前)

(前略)

#### (2) リファイナンスに関する事項

対象者は、平成28年11月29日付「資金の借り入れに関するお知らせ」に記載のとおり、対象者の平成26年3月28日付金銭消費貸借契約書に基づく借り入れ（総貸付額200億円・平成28年11月29日現在残高200億円）の返済期限が到来することに対応するため、リファイナンスを平成28年12月1日に実行することを目的として、平成28年11月29日付けで、大和PIパートナーズ株式会社と金銭消費貸借契約書（総額200億円）を締結したとのことです。

(訂正後)

(前略)

#### (2) リファイナンスに関する事項

対象者は、平成28年11月29日付「資金の借り入れに関するお知らせ」に記載のとおり、対象者の平成26年3月28日付金銭消費貸借契約書に基づく借り入れ（総貸付額200億円・平成28年11月29日現在残高200億円）の返済期限が到来することに対応するため、リファイナンスを平成28年12月1日に実行することを目的として、平成28年11月29日付けで、大和PIパートナーズ株式会社と金銭消費貸借契約書（総額200億円）を締結したとのことです。

#### (3) 対象者による臨時株主総会招集のための基準日設定

対象者の平成28年12月26日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者の取締役会は、本株式併合の実施に係る臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ当該臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を平成29年1月26日に設定することを平成28年12月26日付けで決議したとのことであり、そのために必要な基準日設定公告を平成29年1月11日に実施するとのことです。

なお、上記の基準日は、本公開買付けの決済の開始日の翌日にあたります。